

重要事項説明書

社会福祉法人創生会

グッドタイムケアプランセンター・宮島

(廿日市市指定 事業者番号 3472701923)

1 居宅介護支援を提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人創生会
代表者の氏名	理事長 伊東 慎太郎
法人の種別	社会福祉法人創生会
事業者の所在地	福岡県福岡市東区雁の巣一丁目 7 番 25 号
事業者の連絡先	電話：(092) 607-1111

2 居宅介護支援を提供する事業所

事業所の名称	グッドタイムケアプランセンター・宮島
指定事業所番号	廿日市市指定 3472701923
初回指定年月日	令和 4 年 4 月 1 日
管理者の氏名	堀 尚美
事業所の所在地	広島県廿日市市阿品四丁目 51 番 26 号
事業所の連絡先	電話：(0829) 36-1660 FAX：(0829) 36-1689
営業日	月曜日 ～ 金曜日 ※ 祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く
営業時間	9：00 ～ 18：00
通常の事業の実施地域	廿日市市，広島市，大竹市
利用者の自宅訪問頻度	少なくとも月 1 回以上

3 職員の職種及び員数

職種	員数	勤務形態及び員数	保有資格
管理者	1 名	常勤兼務 1 名	主任介護支援専門員
介護支援専門員	4 名	常勤兼務 1 名（再掲）	主任介護支援専門員
		常勤専従 1 名	主任介護支援専門員
		常勤専従 2 名	介護支援専門員

4 職種別職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理及びその業務の一元的な管理を行う。
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成等，居宅介護支援の提供を行う。

5 事業の目的

居宅において要介護状態にある利用者に対し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅介護支援を提供します。

6 事業の運営方針

事業の運営方針は、次に掲げるところによるものとします。

- (1) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう、配慮します。
- (2) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

7 居宅介護支援サービスの内容

事業所は、居宅介護支援を次のとおり提供します。

- (1) 居宅サービス計画の作成
 - ①利用者の心身状況、生活環境、利用者及びその家族等のご希望を踏まえ、居宅サービス計画を作成します。なお、利用者は当事業所の担当介護支援専門員に対し、複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の説明を求められます。
 - ②当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (2) 居宅サービス事業者、関係機関との連絡調整
居宅サービス計画に基づく円滑かつ確実なサービス提供のため、利用者及びその家族と居宅サービス事業者等との連絡調整を、継続的に行います。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催します。
- (3) 利用者の状況及びサービス実施状況の把握
利用者の自宅を毎月1回以上訪問し、利用者の現在の状況を把握します。また、居宅サービス事業者と連携を図り、サービスの実施状況を把握し評価します。
- (4) 居宅サービス計画の変更
利用者の状況及びサービス実施の状況を把握した上で、利用者及びその家族等の希望を踏まえ、必要に応じ居宅サービス計画を変更します。
- (5) 給付管理
居宅サービス計画の基づく居宅サービスについて、毎月給付管理を行います。
- (6) 要介護認定等の申請に対する協力、援助
要介護認定等に係る申請について、利用者及びその家族等の意思を確認したうえで、

要介護認定等の申請の代行等の必要な援助を行います。・

(7) その他相談業務

介護保険施設等の紹介や日常生活を営むうえでの、各種ご相談に応じます。

8 入院時の対応

医療機関への入院が必要になった場合は、当事業所の担当介護支援専門委員の氏名及び連絡先を、入院された医療機関へお伝えください。また、日頃より、当事業所の担当介護支援専門員の氏名及び連絡先が記載された書類等を、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証等とともに、一緒に保管しておいてください。

9 利用料金

要介護認定を受けられている方は、介護保険から全額給付されるため、原則として自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等の特別な事情により、法定代理受領ができない場合は、1ヵ月あたり以下の利用料金が発生します。なお、加算項目については、事業所及び利用者の状況に応じて算定の可否が決定されるため、以下に掲げる加算項目全てが算定となるわけではなく、算定可能な加算のみを算定します。

区分	算定項目	単位数	利用料金	
基本部分	居宅介護支援費（Ⅰ）【要介護 1・2】	1,076	10,985 円	
	居宅介護支援費（Ⅰ）【要介護 3・4・5】	1,411	14,406 円	
加算部分	初回加算	300	3,063 円	
	特定事業所加算（Ⅰ）	519	5,298 円	
	特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,298 円	
	特定事業所加算（Ⅲ）	323	3,297 円	
	特定事業所加算（A）	114	1,163 円	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,552 円	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,042 円	
	退院・退所加算（Ⅰ） （※1）	連携 1 回	450	4,595 円
		連携 2 回	600	6,126 円
	通院時情報連携加算	50	510 円	
	緊急時等居宅カンファレンス加算（※2）	200	2,042 円	
ターミナルケアマネジメント加算（※3）	400	4,084 円		

(※1) 入院又は入所期間中につき 1 回を限度に算定。カンファレンス等に参加した場合は +150 単位を加算。連携 3 回の場合は 900 単位を算定。

(※2) 1ヵ月間に 2 回を限度に算定。

(※3) 24 時間連絡がとれる体制を確保し、利用者又は家族の同意を得た上で、ターミナルケアマネジメントを実施した場合に算定。

1 0 その他の費用

上記2の「通常の事業の実施地域」以外にお住まいの方に対して居宅介護支援を提供する場合は、交通費が別途必要となります。

移動に際し、自家用車を使用した場合は当事業所からの距離1キロメートルあたり20円、公共交通機関を使用した場合はその往復運賃をご負担いただきます。

1 1 利用料, その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用料及びその他の費用の額が発生した場合は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額にてご請求いたします。
- ② 上記①に係る請求書は、ご利用の明細を付して、利用月の翌月末日までに利用者へ送付いたします。

(2) 支払方法

- ① 請求書が届きましたら、利用月の翌々月15日までに、次に掲げる方法のいずれかによりお支払いください。なお、(イ)、(ウ)での支払い方法における手数料等については、ご負担をお願いします。
 - (ア) 当事業所事務局での現金支払い。
 - (イ) 当事業所指定の金融機関口座への振込み。
 - (ウ) 利用者が指定する金融機関口座からの引き落とし。
- ② 当事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行いたします。なお、原則として領収書は再発行しません。

1 2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	堀尚美
-------------	-----	-----

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

1 3 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害

等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.4 サービスに関する相談及び苦情の受付窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談及び苦情、ご利用になられている居宅サービスに関する相談及び苦情については、ご遠慮なく当事業所までお申し出ください。(詳細は別表を参照)

受付窓口	グッドタイムケアプランセンター・宮島 ご利用相談室
窓口責任者	管理者 堀 尚美
対応時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 ※祝祭日、12月30日～1月3日を除く。
所在地	広島県廿日市市阿品四丁目51番26号
連絡先	電話：(0829) 36-1660 FAX：(0829) 36-1689

1.5 サービスに関する相談及び苦情のその他の窓口

上記1.4以外にも、以下の機関にて相談及び苦情を受け付けております。

広島県社会福祉協議会	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※祝祭日、年末年始を除く
	連絡先	電話：(082) 254-3419
廿日市市役所高齢介護課	所在地	広島県廿日市市新宮1丁目13番1号
	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始を除く
	連絡先	電話：(0829) 30-9196
広島県国民健康保険団体連合会	所在地	広島県広島市中区東白島町19-49
	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始を除く
	連絡先	電話：(082) 554-0783

1 6 秘密保持及び個人情報の取り扱い

- (1) 当事業所は、利用者及びその家族等に関する個人情報を以下に掲げる目的以外には使用しません。
 - ① 利用者に対する居宅介護支援。
 - ② 介護保険に関する事務。
 - ③ 利用者のために行う管理運営業務。
- (2) 事業者、従業者及び従業者であった者は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に提供しません。この守秘義務は、利用契約終了後も継続します。
- (3) 事業者及び従業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を使用しません。
- (4) 事業者及び従業者は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の家族等の個人情報を使用しません。
- (5) 従業者教育のための研究会や学会における研究発表等で個人情報を使用する場合は、利用者個人を特定することができないよう、仮名や記号を使用します。
- (6) 事業者は、以下の目的のため、利用者及びその家族等に関する個人情報を第三者に提供する場合があります。
 - ① 市区町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他居宅サービス事業者等との連携及び連絡調整等に必要な場合。
 - ② 緊急時における医療機関や主治医、消防や警察等との連携及び連絡調整に必要な場合。
 - ③ 損害賠償等の請求に係る保険会社等への相談や届け出等に必要な場合。
 - ④ 介護保険の保険者等、市区町村や公的機関からの照会に係る回答に必要な場合。
 - ⑤ 外部監査機関、評価機関等への情報提供に必要な場合。
 - ⑥ その他、管理者が必要と認める場合。

1 7 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 8 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

- (4) 居宅介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 9 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して取った措置について記録します。
- (2) 事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し原因解明を行い、再発防止に努めます。

2 0 損害賠償

- (1) 事業者は、居宅介護支援の提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者の置かれた状況を斟酌し、減額することが相当と認められる場合には、損害賠償額を減らすことができますものとしします。
- (2) 利用者の故意又は過失が認められ、事業者に損害が生じた場合には、利用者及びその家族等はその損害を賠償するものとしします。

2 1 その他の重要事項

- (1) 以下に掲げる事項が発生した場合は、早急に当事業所までお知らせください。内容によっては、介護保険給付が遅延する等、一時的に多額の費用が生じる場合がありますので、ご注意ください。
 - ① 当事業所が作成した居宅サービス計画に定められていない居宅サービス等を利用された場合。
 - ② 介護保険証の記載内容に変更が生じた場合。
 - ③ 要介護認定等の申請（新規申請，更新申請，区分変更申請）を行った場合。
 - ④ 負担軽減に係る各種減免制度に関する決定，変更，資格喪失等が発生した場合。
 - ⑤ 生活保護や医療における公費負担制度等に関する決定，変更，資格喪失等が派生した場合。
 - ⑥ 住民票のある住所地が変更となった場合。
- (2) その他，お困りごと等があれば，お気軽にご相談ください。

本書2通を作成し、利用者及び事業者が1通ずつを保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者又はそのご家族等に対して、本書面に基づき、当事業所の重要事項を説明しました。

< 説明年月日 > 令和 年 月 日

< 法人名 > 社会福祉法人創生会

< 法人所在地 > 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目7番25号

< 代表者 > 理事長 伊東 慎太郎 印

< 事業所 > グッドタイムケアプランセンター・宮島

< 事業者番号 > 廿日市市指定 3472701923

< 所在地 > 広島県廿日市市阿品四丁目51番26号

< 連絡先 > (0829) 36-1660

< 管理者 > 堀 尚美 印

< 説明者 > 印

本書面に基づき、上記内容の説明を受けました。

< 利用者 > _____ 印

< 住所 > _____

< 連絡先 > _____

< 代理人 > _____ 印 (続柄: _____)

< 住所 > _____

< 連絡先 > _____

個人情報使用同意書

私及びその家族等の個人情報につきましては、次に掲げるところにより、サービス担当者会議等において、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 個人情報を使用する目的
 - ① 利用者に対する居宅介護支援。
 - ② 介護保険に関する事務。
 - ③ 利用者のために行う管理運營業務。
- 2 使用にあたっての条件
 - ① 個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は、関係者以外には漏洩することのないよう、常に細心の注意を払うこと。
 - ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録すること。
- 3 個人情報の内容
 - ① 氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、既往歴、現病歴、家族状況等、事業者が利用者に対して居宅介護支援を提供する際に、必要最低限となる利用者及びその家族等に関する情報。
 - ② 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見等。
 - ③ その他、事業者が居宅介護支援を提供するにあたり、必要となる情報。

※ 「個人情報」とは、利用者及びその家族個人に関する情報であって、特定の個人が識別、又は識別され得るものをいう。
- 4 個人情報を使用する期間
利用契約書に定める契約の有効期間内

以上

令和4年4月1日

利用者	氏名	印（続柄：本人）
	住所	
代理人	氏名	印（続柄：）
	住所	
利用者の家族等	氏名	
	住所	

(別表)

・グッドタイムケアプランセンター・宮島 相談受付窓口

窓口	担当者	連絡先
管理者	堀 尚美	0 8 2 9 - 3 6 - 1 6 6 0
介護支援専門員	羽藤 寛子	
介護支援専門員	近間 由美	
介護支援専門員	槇本 幸恵	

相談受付プロセス

v-6.1.0

